

森林組合経営再建緊急支援事業（新規）

【平成24年度概算決定額（復旧・復興対策分） 45,000千円】

【（うち復興庁計上分） 45,000千円】

事業のポイント

東日本大震災により被災した森林組合等が、経営の再建等を図るために必要な借入金に対し、最大2%、最長5年の利子助成を行います。

<背景／課題>

- ・ 東日本大震災により、被災した森林組合等において、事務所や共同利用施設等が壊滅的な被害を受けたところであり、脆弱な経営基盤の森林組合等では、自力での経営再建に困難な状況。
- ・ 製材や合板等の国産材の加工工場の再建とともに、国産の原木を供給する森林組合等の再建が復興材をはじめ国産材の安定供給、地域経済の復興の観点から重要。

政策目標

- ・ 災害復旧に必要な資金の融通の円滑化（被災した森林組合等の復興）

<主な内容>

震災にあった森林組合等の経営再建等のための借入金に対する利子助成を行う（最長5年、最大2%まで利子助成）。

（１）被災した森林組合等の経営再建のための利子助成

経営再建のための仮事務所の借入れ、新たな事業地購入・借入れ、新たな事務所の建設、OA機器の購入など経営再建のための借入金に対する利子助成を行う。

（２）森林組合等の経営維持安定のための利子助成

震災の影響による経営環境の変化により、一時的に経営不振に陥った森林組合等の経営維持安定に必要な資金の借入金に対する利子助成を行う。

<補助率>

定額

<事業実施主体>

全国森林組合連合会

<事業実施期間>

平成24年度～28年度（5年間）

[担当課：林野庁経営課]